労働災害防止にかかる設備等導入促進助成金事業の助成対象追加について

実施主体　　一般社団法人 滋賀県トラック協会　安全環境委員会

助成金の趣旨

事業用トラックの労働災害ゼロを目指すため、労働災害防止にかかる設備等やゴミのポイ捨て防止にも役立つ災害用トイレ、車輪の脱落防止器具等、熱中症対策にかかるワークウェア等を導入する会員事業者（滋賀県内に位置する営業所に限る）に対して**助成**を行っております。

助成対象

労働災害防止にかかる設備等

○昇降設備（はしご、ステップ、踏み台等）

○保護帽（墜落時保護用ヘルメット）

○安全帯（墜落制止用器具胴ベルト型一本つり、
墜落制止用器具ハーネス型一本つり）
※胴ベルト（U字つり）は助成対象外です。

○災害用トイレ
※災害用に限らず、持ち運びができる携帯用のトイレ

○車輪の脱落防止器具等（ボルトマーキングスプレー、ホイールナットリテーナー、ホイールナットマーカー）

○熱中症対策にかかるワークウェア等（サーキュレーターや空調服の設備等、経口補水液や塩分タブレット等）※熱中症を防ぐ目的で使用する物を助成する。

※熱中症対策にかかるワークウェア等は、令和７年６月２３日理事会にて追加を決定しました！

助成額

取得費用（送料、消費税、デザイン料、部品代等の本体価格以外は含まない）の５０％とし、１事業者あたり上限￥５０，０００円とする。

その他、詳細につきましては協会ホームページの「助成金」内「労働災害防止にかかる設備等導入促進助成金事業」のＰＤＦファイルをご覧下さい。

質問等ございましたら滋賀県トラック協会　國松　までお問い合わせ下さい。